

# 家計急変世帯に対する 緊急支援給付金（5万円/1世帯）のご案内

申請締切日  
令和5年  
1/31(火)  
必着

予期せず家計が急変したことで、令和4年1月以降に収入が減少し、住民税非課税相当となった横浜市在住の世帯（世帯主）に給付金を支給します。

## 給付金の支給額

1世帯あたり5万円（支給には手続きが必要です）

## 支給対象となる世帯

申請日時時点で横浜市に住民登録があつて、予期せず家計が急変したことで、令和4年1月から12月の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯

※令和4年1月から12月までの「任意の1か月の収入」を12倍することで年収に換算して判定します。  
※世帯としての収入(所得)の合計ではなく、世帯全員のそれぞれの収入(所得)で判定します。

## 住民税非課税相当の判定イメージ(例)

令和4年1月から  
12月までの任意の  
1か月の収入

×

≤

12か月

家族構成例	住民税非課税相当限度額 (収入額ベース)
単身又は扶養親族がいない場合	100.0万円以下
配偶者・扶養親族（計1名）を扶養している場合	156.0万円以下
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	205.7万円以下
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	255.7万円以下
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	305.7万円以下
障害者・寡婦・ひとり親・未成年の場合	204.3万円以下

※収入額から控除額を引いた所得額での判定で、支給対象となる場合もあります。  
詳細は、横浜市ウェブページ等でご確認ください。

## 申請手続き・問合せ先等

申請手続き : 申請書類は、横浜市ウェブページからダウンロード、または、お近くの区役所でお受け取りいただき、申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に郵送してください。

市ウェブサイト: [横浜市 緊急支援 給付金](#) [検索](#)

コールセンター : 0120-045-320 (9:00~19:00、土日祝、12/29~1/3を除く)  
相談窓口 : 各区に申請サポート窓口を設置 (平日9:00~17:00)

※コールセンター、相談窓口、ともに、受付日時は変更することがあります。



特設ページ